

秋田市マンション管理組合登録制度要綱

〔平成20年7月1日〕
市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、マンション管理組合の登録制度に関し必要な事項を定めるとともに、市内の分譲マンションの実態を把握し、マンション管理組合に対する情報提供および各種支援策の円滑な実施により、もって良質な住宅ストックの蓄積およびマンションの適正な維持管理等を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条もしくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（登録事項）

第3条 登録しようとする管理組合は、次の各号に掲げる事項について承諾するものとする。

- (1) 申請者を管理組合理事長又はその委任を受けた者とする事。
- (2) 管理組合から提供された情報を利用して連絡および印刷物の送付を行う事。
- (3) 管理組合から提供された情報を利用してアンケート調査等の協力を依頼すること。
- (4) 管理組合から提供された情報およびアンケート調査結果等を用いて統計データの作成などを行い、市のマンション施策に利用すること。

(登録申請)

第4条 登録しようとする管理組合は、秋田市マンション管理組合登録申請書(別記様式第1号)にマンション管理組合登録情報確認書を添付し市長に提出するものとする。

(マンションの情報管理)

第5条 市長は、前条の申請を受理した場合は、マンション管理組合登録簿(別記様式第2号)を速やかに作成するものとする。

2 前項の場合において、市長は、その他必要な情報提供を前条の管理組合に依頼することができるものとする。

(情報の提供等)

第6条 市長は、マンション管理組合登録簿に登録された管理組合(以下「登録管理組合」という。)に対し、法令等の改正又は講習会の開催に関する情報その他必要と認める情報を提供するものとする。

2 市長は、マンション管理組合登録簿を利用して行う情報の提供およびアンケート調査を第三者に委託し又は依頼して実施することができる。

(管理組合情報の更新)

第7条 登録管理組合は、第4条の規定により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、秋田市マンション管理組合登録変更申請書(別記様式第3号)を市長に提出するものとする。

(調査協力)

第8条 登録管理組合は、市長が依頼するアンケート調査等に協力するものとする。ただし、情報を提供することが管理組合の不利益になる場合その他特別の事情があると認められる場合は、一部または全部を拒否することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。